

岩倉市し尿収集車等美装費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬を行う車両（以下「し尿収集車等」という。）に美装を行うことにより、環境衛生の向上を図ることを目的とし、設置者に対して、し尿収集車等美装費に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第 2 条 補助の対象は、市長が許可した業者が保有するし尿収集車、浄化槽汚泥収集車及び運搬車両とする。

(補助対象の経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、し尿収集車等のアルミ板による美装化に要する経費とし、予算の範囲内とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、美装化取付車両 1 台につき別表に定める限度額以内とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(管理義務)

第 5 条 補助金を受けた美装パネルの設置車両は、誠意をもって維持管理し、環境衛生の向上に努めなければならない。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市し尿収集車等美装費補助金交付申請書（様式第 1）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条の申請があったときはこれを審査し、適当と認めるときは岩倉市し尿収集車等美装費補助金交付決定通知書（様式第 2）により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第 8 条 前条の通知を受けた者が美装化を設置完了したときは、岩倉

市し尿収集車等美装費実績報告書（様式第3）及び岩倉市し尿収集車等美装費補助金交付請求書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により補助金交付請求があったときは、完了を確認した後、補助金を交付する。

（車両の変更等）

第10条 補助金を受けた車両を買い替え等により変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。この場合において、変更後の車両についても美装パネルを取り付けるものとし、当該経費については自己負担とする。

（交付決定の取消し等）

第11条 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

車 両 区 分	補 助 限 度 額
2 ト ン 車	1, 4 0 0, 0 0 0 円
4 ト ン 車	1, 6 0 0, 0 0 0 円